

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月2日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）		
試験の種類	受験資格	試験の種類	受験資格	
職員採用I種試験 （別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B及び総合土木Bを除く。）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>32歳未満</u> の者（当該試験が前年度に実施した試験による採用候補者の不足を補うため又は前年度に試験を実施しないことにより採用候補者がいないため実施するものであるとき（以下「特別募集であるとき」という。）は、22歳以上 <u>33歳未満</u> の者）又は21歳未満の者（特別募集であるときは、22歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者（以下「大学卒業者等」という。）であること。	職員採用I種試験 （別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B及び総合土木Bを除く。）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>35歳未満</u> の者（当該試験が前年度に実施した試験による採用候補者の不足を補うため又は前年度に試験を実施しないことにより採用候補者がいないため実施するものであるとき（以下「特別募集であるとき」という。）は、22歳以上 <u>36歳未満</u> の者）又は21歳未満の者（特別募集であるときは、22歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは試験を実施する日の属する年度の末日までに卒業する見込みの者若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者（以下「大学卒業者等」という。）であること。	
[略]		[略]		
警察官採用試験	警察官A （男性）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が <u>33歳未満</u> の男子（特別募集であるときは、 <u>34歳未満</u> の男子）で、大学卒業者等であること。	警察官A （男性）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が <u>35歳未満</u> の男子（特別募集であるときは、 <u>36歳未満</u> の男子）で、大学卒業者等であること。
	警察官A （女性）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が <u>33歳未満</u> の女子（特別募集であるときは、 <u>34歳未満</u> の女子）で、大学卒業者等であること。	警察官A （女性）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が <u>35歳未満</u> の女子（特別募集であるときは、 <u>36歳未満</u> の女子）で、大学卒業者等であること。
	警察官B （男性）	警察官Aの受験資格を有する者を除き、試験を実施する日の属する年	警察官B （男性）	警察官Aの受験資格を有する者を除き、試験を実施する日の属する年

		度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>29歳未満</u> の男子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>30歳未満</u> の男子）であること。			度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>35歳未満</u> の男子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>36歳未満</u> の男子）であること。
	警察官B (女性)	警察官Aの受験資格を有する者を除き、試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>29歳未満</u> の女子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>30歳未満</u> の女子）であること。		警察官B (女性)	警察官Aの受験資格を有する者を除き、試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が17歳以上 <u>35歳未満</u> の女子（特別募集であるときは、18歳以上 <u>36歳未満</u> の女子）であること。
	[略]			[略]	
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。